リース取引の計上にかかる運用の見直しについて（案）

**資料２－１**

**１．取扱基準**

　大阪府財務諸表作成基準において、「リース資産（債務）には、ファイナンス・リース取引におけるリース資産（債務）を計上する。」とされている。

また、「ファイナンス・リース取引」とは、「複数年の賃貸借契約を締結するもののうち、法214条に規定する債務負担行為を設定するもの等、リース期間とリース料を設定し、かつ実質的に中途解約を禁止した契約をいう。」（財務諸表作成基準注解）としている。

**２．現在の取扱状況等**

「債務負担」を設定した契約にかかる資産（債務）はＢＳに計上しているが、大阪府の「長期継続契約」にかかる資産（債務）については解約条項を設定（契約局通知）していることから、その内容に関わらず、ＢＳ計上はしていない。

**３．運用の見直しについて**

①長期継続契約である賃貸借物件のリース契約の中に記した「解約条項」が、違約金等を伴うなど実質的な「解約不能」に当たっていないのかという観点から、ファイナンス・リース取引におけるリース資産として取扱うかの判断を行う。

②ただし、１契約あたり３００万円以下のもの、リース期間が１年以下のものは、「重要性の乏しいもの」としてファイナンス・リース取引の対象外とする。（参考：国の統一的な基準）

長期継続契約である賃貸借物件のリース取引は、設定されている「解約条項」を実態に応じて判定し、ファイナンス・リース資産（債務）

（１契約あたり３００万円以下、リース期間が１年以内のものを除く）として、ＢＳに計上を行う。

４．運用見直し時期

　　平成２７年度中に詳細な契約状況の調査等を行うとともに、各部局に対し運用見直しの周知を行い、平成２７年度決算から実施する。